

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県企業局東部事務所における運転監視業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成21年2月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市古海250 鳥取県企業局東部事務所

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成20年鳥取県告示第184号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の電気設備・空調設備又はその他の設備保守管理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請を平成20年11月28日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 平成20年11月21日（金）から同年12月16日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 平成10年度以降に電気設備容量500kVA以上の施設において高圧電気設備保守点検業務を履行した実績を有する者又は水道（上水道、下水道又は工業用水道をいう。）施設若しくは中央監視制御盤を有する建築物での運転監視業務（作業現場で技術員を常時駐在させる業務体制（以下「現場常駐体制」という。）によるものに限る。）を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

オ 本件業務の履行期間中、次に掲げる要件のいずれかを満たす者を業務責任者として選任することが可能な者であること。なお、業務責任者は技術員を兼ねることができる。

(ア) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。

(イ) 高圧電気設備の運転監視業務又は保守点検業務の実務経験が3年以上であること。

- (ウ) 発電事業の運転監視業務又は保守点検業務の実務経験が3年以上であること。
 - カ 本件業務の履行期間中、平日の夜間及び鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）において、次に掲げる要件のいずれかを満たす技術員1名以上による現場常駐体制を組むことが可能な者であること。
 - (ア) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に規定する第1種電気工事士免状の交付を受けている者
 - (イ) オの(ア)から(ウ)までのいずれかの要件を満たす者
 - キ 県内に本店、支店、営業所、出張所等を有している者又は業務開始までに設置できる者であること。
 - ク この競争入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体に関する資格及び条件
- ア 各構成員が(1)のアからウまでのすべての要件に該当すること。
 - イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のエからカまでの要件に該当すること。
 - ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
 - エ 構成員のうち、いずれかの者が県内に本店を有すること。
 - オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
 - カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後の瑕疵担保責任

(サ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

ア 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課総務係

電話 0857-26-7443

ファクシミリ 0857-26-8193

イ 技術的事項に関する問合せ先

〒680-0921 鳥取市古海250

鳥取県企業局東部事務所

電話 0857-21-4788

ファクシミリ 0857-21-4824

(2) 競争入札参加資格申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成20年11月21日（金）から同年12月5日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyokyoku>）から入手するものとする。ただしこれによりがたい者においては、次により交付するものとする。

ア 直接交付する場合

（ア） 交付期間及び時間

平成20年11月21日（金）から同年12月5日（金）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

（イ） 交付場所

（1）のアに同じ。

イ 郵便による場合

平成20年11月21日（金）から同年12月2日（火）までの日（休日を除く。）に200円分の切手をはり付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、（1）のアの場所へ請求すること。

（4） 現地説明会の開催

ア 日 時 平成20年11月28日（金）（時間については、説明会に参加する者に別に連絡する。）

イ 場 所 （1）のイに同じ。

ウ 申込方法 法人等の名称、代表者の氏名及び参加希望者（各法人等2名まで）を明記の上、郵便又はファクシミリにより平成20年11月27日（木）までに、イの場所に申し込むこと。

エ 資料閲覧 業務で作成する年報等の資料を、平成20年11月21日（金）から同年12月15日（月）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、イの場所で閲覧に供する。

（5） 郵便等による入札

不可とする。

（6） 入札及び開札の日時及び場所

平成20年12月16日（火）午後1時

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局会議室

5 入札者に要求される事項

（1） 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2） この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の（1）のアの場所に平成20年12月5日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3） 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2） 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合にお

いて、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 落札者は、契約締結後、平成21年1月15日（木）までに入札説明書に定める現場常駐体制に関する書類を提出しなければならない。提出されない場合又は3の(1)のみの要件を満たさない場合は、契約を解除するものとする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。